

性犯罪の再犯防止への支援強化を求める要望意見書

性犯罪をした者に対して、矯正施設等において専門的な処遇プログラムが実施されていますが、出所後も地域社会において継続することが重要です。

令和5年3月、法務省は自治体向けに「性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン」を策定し、このガイドラインを踏まえて、性犯罪の再犯防止に地方公共団体が主体となって取り組むことが期待されています。

性犯罪をした者の出所後の住所等を地方公共団体が把握するための法令等はなく、実際に当事者に対して直接再犯防止の取組を行うことは困難であるため、一部の都道府県では、子どもに対して性犯罪をした者に、矯正施設等を出所する際に住所等の届出を求める条例を制定し、届け出られた情報を基に、カウンセリングなどの再犯防止・社会復帰支援を行っています。

こうした条例に基づく届出の仕組みがなくとも地方公共団体が再犯防止の取組を効果的に進めるためには、国、地方公共団体、関係機関等の連携や性犯罪をした者に係る情報の共有が極めて重要であり、国からのより一層の支援が不可欠です。

よって、国においては、以下の措置を講じるよう強く要望いたします。

記

1. 性犯罪をした者に対し、矯正施設等を出所した後も地方公共団体による再犯防止プログラムを受ける意義について啓発を図ること。
2. 再犯防止プログラムへの参加につなげるため、性犯罪をした者が矯正施設等を出所する際に、当事者の住所等を任意で国に届け出る仕組みをつくり、届け出された情報を地方公共団体に提供すること。
3. 地方公共団体では、性犯罪の再犯防止に必要な知識や技術を十分に有していないことから、再犯防止に係る人材の育成について支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月24日

北海道余市郡余市町議会議長 藤野博三

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣